

子ども・子育て家庭をとりまく 環境と課題



1 子ども・子育て家庭をめぐる状況と課題について

明治学院大学名誉教授
地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究委員会委員長
松原 康雄

1 子どもが担う未来、子育て家庭の位置と子どもの権利

子どもたちの存在は、地域に活力と未来への展望を与えてくれます。子どもたちの歓声は、大人たちの喜びにもつながります。

しかし、世界全体を見渡せば、紛争という名の戦争や飢餓等の重大な苦境におかれている子どもたちや家族が多数存在します。わが国も例外ではありません。内容や種類の違いはあれ、子どもや子育て家庭は、周囲の支援なくしては解決できない多くの課題と向きあっています。

国や地方自治体もそれぞれの責務を負い、さまざまな施策を展開していますが、地域住民も子どもや子育て家庭の状況を理解し、多様な形式で成長と子育てを支援することが求められています。児童福祉法や児童憲章は、戦後いち早く児童福祉の理念を明らかにしたものでした。さらに、平成元（1989）年に国連で採択され、日本も平成6（1994）年に締結国となっている「児童の権利に関する条約」では、子どもたちの基本的人権、守られるべき権利を定めるとともに、その前文で家族が子どもの「成長及び福祉」のために重要な役割を果たせるよう社会が支えるべきことを確認しています。平成28（2016）年の児童福祉法改正では、この児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもが権利主体であることを認める児童福祉の理念を第一条で規定することになりました。

2 わが国の子どもや子育て家庭が直面する課題

ここでは、少子化、子どもの貧困、子どもの虐待、いじめ、不登校の5つの課題をあげておきたいと思います。

(1) 少子化

第一次ベビーブームは、戦後すぐに到来し、彼らが出産年齢に至った昭和46から49（1971から1974）年には第二次ベビーブームが起きました。しかしながら、平成13（2001）年前後に想定された第三次ベビーブームは訪れませんでした。むしろ平成期に入ると少子化が社会的にも大きく着目されるようになってきました。令和2年版の『少子化社会対策白書』によると、令和元（2019）年の出生数は、865,234人となり1899年の調査開始以来過去最少の人数となりました。ひとりの女性が生涯に産む子どもの数を統計学的に表した「合計特殊出生率」は1.36であり、少子化の底はみえていません。少子化は日本の総人口減少にも、人口構造の変化にも大きな影響を与えています。国は、令和2（2020）年5

月に新たな少子化社会対策大綱を決定しています。その内容は、結婚支援、妊娠・出産支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、多子世帯への支援を含む経済的支援が柱となっています。もちろん、少子化は複雑多様な要因からもたらされているので、これらの施策が実施されることで、解消されるわけではありません。また、子育て支援のように、地域住民として民生委員・児童委員（以下、児童委員）として関わることのできる課題もあります。子どもや、子育て家庭を優しい目で見守り、子どもや養育者の声に耳を傾け、彼らを支えるちょっとした手助けを提供することは、意義があることです。

(2) 子どもの貧困

子どもの貧困も社会的関心が高まり、対応がすすみ始めています。子どもの貧困とは全世帯の所得の中央値の50%を下回る所得しか得ていない家庭で生活する子どもをさします。令和元（2019）年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は13.5%でした。ひとり親家庭についてはその率が48.1%となります。貧困は、単に経済的な生活の困難だけではなく塾などの利用困難、友達つきあいの制限からくる孤立、情報格差などをもたらします。これらが社会的差別の原因となることも知られています。地域社会では、無料の学習塾や子ども食堂などによる、勉強や食事の補充に加えた居場所、仲間づくりを支援する活動が展開され、これにかかわる児童委員も増加してきています。

(3) 子どもの虐待

平成30（2018）年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は約16万件（159,838）であり、平成25（2013）年の相談対応件数の倍以上となり、統計をとりはじめた平成2（1990）年度から毎年増加している状況となっています。子どもの虐待は、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待に区分されますが、従来は身体的虐待の割合が最も多かったものが、平成25年以降心理的虐待が最も多くなりました（ちなみに平成30年は、身体的虐待25.2%、ネグレクト18.4%、性的虐待1.1%、心理的虐待55.3%）。この構成比の変化要因には、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む家庭内暴力の日撃が平成16（2004）年の「児童の虐待防止等に関する法律」改正によって心理的虐待に含まれるようになり、この改正内容が徐々に警察などの関連機関に周知され、児童相談所に通告がなされるようになったことがあると考えられます。

児童虐待の相談経路は警察が最も大きい割合を占めており、近隣・知人、家族、学校などの順番となっていますが、児童本人からの相談は全体の約1%にすぎません。子どもは年齢的に虐待について直接訴えることができないことや、状況を訴えることで親子分離がもたらされる不安や「自分が悪いからではないか」との困惑から「声をあげる」ことができないことが少なからずあります。家族も、介入や支援について、拒否や逃避をする場合が少なくありません。子どもの虐待は、長期にわたって子どもの成長発達に重大な影響を及ぼします。多様な専門家の関与が必要ですが、専門的支援に結びつかなければ効果は期待できません。子どもの虐待に関しては、予防・早期発見対応、介入支援、アフターケアという段階がありますが、いずれも子どもの声を聴くことや、家族を排除せずしかし虐待発生や再発を防ぐという観点から、児童委員、主任児童委員にも役割が期待されています。全民児連がかかげる全国児童委員活動強化推進方策2017でも柱となっている「課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」は、児童委員、主任児童委員による子どもの虐待対応活動に深く結びつくものです。

(4) いじめ

いじめも、子どもにとっては深刻な課題です。令和元年10月に発表された文部科学省の調査『平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』では、平成30年度小中学校等で認知されたいじめの認知件数は約54万件（543,933）でした。この数値は、調査開始後最も多くなりました。いじめが認知された学校は、全体の学校設置数の約80%となります。また、学校種別では小学校が全体の約78%を占めました。近年のいじめは複雑で、先週までいじめる側であった児童

生徒が今週にはいじめられる側となっていることもあります。また、インターネットの普及によって「ネット」を媒介したいじめも発生しています。いじめは子どもの生活に深刻な影響を及ぼし、自殺という結果をもたらしてしまうこともあります。国は平成25年の「いじめ防止対策推進法」に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針〔平成29（2017）年改定〕」によっていじめの予防、早期発見、対応を各学校に求めています。学校の多くにいじめが存在していることは深刻なことです。潜在化していたものが顕在化できたことは、その後の対応が十分になされるという前提で意義があると考えられます。もちろん、発生予防が重要で学校内外での子どもの人間関係を支える活動が求められています。

(5) 不登校

『平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』では、学校に連続あるいは断続的に30日以上欠席する不登校児童生徒数は、約16万人（164,528）であり、平成29年度調査を上回る結果となっています。学校種別では中学校が約72%を占めました。不登校となる原因は多様で、前述のいじめも原因のひとつとなっています。平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」は、国や地方自治体の不登校児童等への対応を求めています。翌年にはこの法律に基づく基本指針が定められています。そのなかでは魅力ある学校づくりを前提に個々の不登校児童生徒への支援を行うこととしています。学校も地域社会と連携する動きが広まってきています。

不登校という状況にある子どものなかには、自らの主体的選択のなかで登校しない例もありますが、多くの子どもにとって不登校という状況は本意ではないと想定されます。特例校（不登校児童生徒等に専門で支援するクラスや学校）も含めて教育の機会が保障されるとともに、生活全体への支援を通じて自らの力を発揮し、地域の人びととのつながりを回復していく支援も必要です。十分な支援がなされないなかで、「不登校」が「引きこもり」に結びつく場合もあり、専門家の支援だけでなく、周囲の理解と見守りが必要です。

3 子どもの力

子どもは、ここまで述べてきたような状況にありながらも、活力にあふれた笑顔で周囲を明るくし、大人が想像することができない提案で改革のヒントも与えてくれています。「初対面の他人に本音を話すと思うか」。この指摘は児童養護施設に第三者評価を導入する過程、当事者の意見をどういう方法で聞くかを検討していた際に、施設のある子どもから発せられたものでした。

75年前敗戦に打ちのめされていたわが国でしたが、子どもたちの笑顔は絶えませんでした。戦災孤児や栄養失調への対応とならんで、高邁な児童福祉の理念を盛り込んだ児童福祉法の議論が敗戦後数年で始まっていました。

子育ては大変ですが、それと同等以上の喜びを家族に与えてくれます。地域社会の仲間として子どもの有する力を認め、一緒に活動することが必要です。各地で制定されている「子どもの権利条例」でも子どもの参加がなされています。

現在、新型コロナウイルスの影響でさまざまな社会活動が制限されています。これが社会的分断とならないよう、子どもの安全と感染予防に配慮しながら、できる範囲で子どもとともに活動に取り組む道を考えることも、児童委員、主任児童委員の役割と考えます。新型コロナウイルス感染症蔓延の終息は予想できませんが、子どもたちが安心して暮らし、豊かに育つことができる地域、周囲に支えられながら子育てがしやすい地域が、現在も将来も望まれています。わが地域ならではの活動を通じて実現しましょう。